

○宜野湾市上下水道事業契約事務規程

平成7年3月22日

水道部管理規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、宜野湾市上下水道事業契約事務の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

第1節 一般競争入札

(入札参加者の資格)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項及び第2項に規定する者は一般競争入札に参加することができない。

2 前項に定めるもののほか、宜野湾市が決定した入札参加資格者をもって一般競争入札参加資格者とする。

(入札参加承認申請)

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加願を上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。

(資格審査及び名簿作成)

第4条 前条の規定による申請があったときは、審査をし、資格を有する者の競争入札参加資格者名簿を作成し、申請者にその旨、通知をしなければならない。

(入札の公告)

第5条 管理者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日(急を要する場合にあっては5日)までに次の各号に掲げる事項を市広報、若しくは新聞又は掲示その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な事項
- (3) 入札又は開札の場所及び日時
- (4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効

(7) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項

(発注予定工事公表)

第5条の2 発注予定工事の事前公表については、宜野湾市発注予定工事等公表要綱(平成14年宜野湾市訓令第29号)の例による。

(予定価格)

第6条 一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について、予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行の期間の長短等を考慮して公正に定めるものとする。

(最低制限価格の決定)

第7条 製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例により、これを定めなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手続)

第7条の2 一般競争入札により工事の請負を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(予定価格調書の作成等)

第8条 一般競争入札に付する場合は、予定価格調書(最低制限価格を定めた場合は、最低制限価格を含む。)を作成し、封筒に入れて封印し、保管するとともに

開札の際、開札の場所に置かなければならない。

- 2 管理者は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格等を封筒に入れず、当該一般競争入札に付す前に公表することができる。

(入札保証金)

第9条 管理者は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に上下水道局(以下「局」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これをすべて誠実に履行した者について、その者が契約の締結をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) その他管理者が必要と認めたとき。

- 2 前項本文の規定による入札保証金の納付は、当該入札保証金と同額の価値のある次の各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

- (1) 政府の保証にある債券

- (2) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が振出し、又は支払保証した小切手

- 3 前項に規定する担保の価値は管理者が定める。

- 4 管理者は、入札保証金を落札者決定の後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当させることができる。

(入札)

第10条 入札をしようとする者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印のうへ封書にして自己の名を表記し、所定の時間内に入札しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札の前に委任状を提出させなければならない。

(入札の執行の取消し又は執行停止)

第11条 管理者は、一般競争入札を行うにあたり、不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取消し又は中止することができる。

(無効とする入札)

第12条 次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (4) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (5) 入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが明らかでない入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第13条 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることができる。再度の入札をしてもなお同じときはまた同様とする。この場合において第10条第1項の規定を準用する。

(開札)

第14条 開札は、入札の公告に示した競争執行の日時及び場所において、入札者の面前でこれを行わなければならない。

(落札者の決定等)

第15条 売却及び貸付の場合は、予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。

2 前項に規定するもの以外については、予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。

3 前項の規定にかかわらず、第7条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格との間の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。

(落札の通知)

第16条 管理者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

(入札結果報告書の作成)

第17条 契約担当者は、一般競争入札が終了したときは、その結果について入札結果報告書を作成しなければならない。

(入札結果の公表)

第17条の2 契約に係る入札結果等の公表については、宜野湾市入札結果等の公表に関する規程(令和3年宜野湾市告示第141号)の例による。

(せり売り)

第18条 せり売りに付そうとするときは、一般競争入札の例により処理しなければならない。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の資格)

第19条 第2条の規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合に準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第20条 管理者は、指名競争入札に付そうとするときは、前条で準用する第2条第2項の一般競争入札参加資格者の中からなるべく5人以上を指名する。

2 管理者は、前項の規定により指名競争入札に参加する入札者を指名したときは、宜野湾市指名競争入札参加者の指名に関する審査会の議を経て、当該入札者に対し第5条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第21条 第5条の2から第17条の2までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(随意契約の限度額)

第22条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第1号

に係る随意契約の限度額は、同条別表第1上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内とする。

(随意契約の見積書の徴取)

第23条 管理者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の相手方が特定される等特別の事情があるときは1人の者から見積書を徴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、見積書の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人与契約を締結するとき。
- (2) 官報、郵便切手、印紙その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。
- (3) 1件の契約が10万円未満の契約を締結するとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、天災地変等特別な事情により見積書を徴することが困難であると認められるとき。

(随意契約の予定価格等)

第24条 第6条及び第8条の規定は、随意契約について準用する。ただし、随意契約の予定価格が第22条に定める額の範囲内となる場合又は前条第2項に定める場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

第4節 契約の締結

(契約書の作成)

第25条 管理者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限又は期間及び履行場所
- (4) 契約保証金
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (6) 監督及び検査
 - (7) 履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (8) 危険負担
 - (9) かし担保責任
 - (10) 契約解除の方法
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) 前各号に定めるもののほか、契約の履行について必要な事項
- 3 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事の請負契約の場合には、前項の規定によるほか、同法第19条の規定によらなければならない。
- 4 工事又は製造の請負契約にかかる契約書には、その付属書類として、品名、規格、数量単価、金額等を記載した工事費内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書その他添付の必要があると認める書類を添付しなければならない。ただし、管理者が契約の性質その他特別の理由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。

(契約書作成の省略)

第26条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 第22条に規定する額を越えないものの売買、貸借、請負その他の契約をするとき。
 - (2) 物品売買の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
 - (3) 物品購入の場合において、物品を引き取り即時代金を支払うとき。
 - (4) せり売りに付するとき。
 - (5) 官公署又は公共団体と契約するとき。
 - (6) 災害時において緊急に処理すべきとき。
- 2 管理者は、前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、契約

の適正な履行を確保するため工事請書又は物品供給請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

3 前項の規定にかかわらず契約金額が20万円未満の場合は見積書その他適当な文書をもって契約書にかえることができる。

(契約保証金)

第27条 管理者は、契約を締結するときは、直ちに契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 政令第167条の5及び政令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、過去2ケ年間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 契約の相手方が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 契約の相手方が第29条の規定による契約保証人を立てたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納するとき。

(7) 契約金額が第22条に規定する額を超えないとき。

(8) 委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 国又は他の公共団体と直接契約を締結するとき。

(10) 管理者が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約

保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

3 第9条第2項及び第3項の規定は、契約保証金について準用する。

(契約保証金に代わる担保)

第27条の2 政令第167条の7第2項(政令第167条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定により管理者が確実と認める担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債券
- (2) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手
- (3) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形
- (4) 郵便為替証書及び定期預金証書
- (5) 管理者が確実と認める社債

2 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により管理者が確実と認める契約保証金の担保は、前項各号に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理者が確実と認める金融機関の保証
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(契約保証金に代わる担保の価値)

第27条の3 国債、地方債及び前条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 国債又は地方債 額面金額又は登録金額
- (2) 政府の保証する債券及び管理者が確実と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格)の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証した小切手 小切手金額

(4) 銀行又は管理者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きをした手形 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後にあたるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(5) 郵便為替証書及び定期預金証書 当該債券証書に記載された債権金額

(6) 管理者が確実と認める金融機関の保証 保証金額

(7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証金額

2 前項第5号の定期預金証書を提供されたときは、当該証書に質権を設定させ、当該証書及び当該証書を発行した銀行又は管理者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第28条 管理者は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、又は第31条の規定により解約したのち、契約の相手方から入札(契約)保証金還付請求書の提出を受けて、これを引換えに契約保証金を還付するものとする。

(契約保証人)

第29条 管理者は、契約の性質が保証人を立てる必要があると認めるときは、契約の相手方に次の各号に掲げる保証人を立てさせなければならない。

(1) 当該契約の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払いの保証人

(2) 契約の相手方に代わって自らその給付を履行することを保証する保証人

2 管理者は、前項の規定により、契約の相手方が立てた保証人を不相当と認めるときは、その変更をさせることができる。

3 管理者は、前2項の規定により契約の相手方に立てさせた保証人について、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から5日以内にさらに保証人を立てさせなければならない。

(1) 保証人が死亡又は解散したとき。

(2) 法令の規定により、別段の資格を必要とされる保証人がその資格を失ったとき。

(3) 契約の相手方から契約保証人の変更の申出があったときで、その内容を調査し、適当と認めたとき。

(契約の変更等)

第30条 管理者は、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議し、又は契約の相手方からその責に帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2 管理者は、契約の相手方からその責に帰す理由により履行期限の延長したい旨の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、遅延利息を付し、当該期限の延長を承認することができる。

3 管理者は、前2項の規定により契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第25条及び第26条の規定による手続の例により、変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させなければならない。ただし、前項の規定による期限の延長の承認をした場合にあっては、この限りでない。

(遅延利息)

第30条の2 前条第2項の規定による遅延利息は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未納部分の価格又は対価に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の率」という。)を乗じて計算した額を遅延利息として徴収するものとする。

2 前項の遅延利息は、契約の相手方に対する債務と相殺し、その額が支払額を超えるときは、その額を徴収する。

(契約の解約)

第31条 管理者は、契約の相手方からその責に帰さない理由により契約の解約を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは当該契約を解約することができる。

(契約の解除及び損額賠償)

第32条 管理者は、契約の履行に当たり、契約の相手方が次の各号の一に該当すると認めるときは当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 正当な理由なく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) その他契約条項に違反する行為があったとき。

2 前項の規定により、当該契約の解除に至った場合は、契約の相手方は、違約金として契約金額の100分の10を管理者が定める期限までに局に納付しなければならない。

3 前2項の場合において第27条第1項又は第27条の2第1項に規定する契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保を違約金に充当できるものとする。

4 契約で特約を定めた場合、損害額が局に帰属した保証金又は担保の額を超えるときには、局は契約の相手方に対し別途不足分について請求することができる。

5 第1項の規定により契約を解除しようとするときは、当該契約の相手方に通知するものとする。

第5節 契約の履行

(履行の監督)

第33条 管理者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者(以下「監督職員」という。)は、契約に係わる設計図書等に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

(給付の検査)

第34条 管理者は、次の各号の一に掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に

命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約の相手方が給付を完了したとき。
- (2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。
- (3) 物件の一部の納入があったとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき。

2 前項の規定により検査を行う者(以下「検査職員」という。)は、契約書、設計図書等に基づき、又は必要に応じて当該契約に係わる監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査しなければならない。

3 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。この場合、検査又は復元に要する費用は当該契約の相手方が負担するものとし、管理者はこの旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは契約の相手方に必要な措置をとることを求めなければならない。

(検査調書の作成等)

第35条 検査職員は、前条に規定する検査の結果、給付の完了が確認されたときは、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。ただし、契約金額が第22条に規定する額を越えないものについては、関係帳票類にその旨を記録することによってこれを省略することができる。

(監督の職務と検査の兼務禁止)

第36条 検査職員は、特別に必要があるときを除き、監督職員の職務を兼ねることができない。

(保証人への履行請求)

第37条 管理者は、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、必要に応じ、保証人に対して契約の相手方に代わって当該契約の履行をすべきことを請求することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなく契約の履行に着手しないとき。

(3) その他契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

(権利義務の譲渡)

第38条 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして管理者の承認を得たときはこの限りでない。

(一括委任等の禁止)

第39条 契約の相手方は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして管理者の承認を得たときはこの限りでない。

(前金払)

第40条 前金払を受けようとする者は、保証事業会社の保証書を提出しなければならない。

2 契約の相手方の責に帰すべき理由により契約を解除し、又はその責に帰さない理由により解約し、又は保証事業会社が保証契約を解除し、若しくは設計変更等により契約金額に著しい減額があったときは、前金払の全部又は一部を返還させるものとする。

(部分払)

第41条 管理者は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

(1) 物件の買入契約 既納部分に対する代価

(2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9

2 前項の規定による部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、回数を増減することができる。

(1) 500万円未満 1回

- (2) 1,000万円未満 2回
- (3) 5,000万円未満 3回
- (4) 5,000万円以上 4回に5,000万円を越えるごとに1回を加えた回数
(対価の支払)

第42条 管理者は、第34条の規定による検査に合格したものでなければ当該契約に係わる支出の手続をとることができない。

2 管理者は、第31条又は第32条の規定により契約を解約又は解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で、検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

3 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払いの際にこれを精算するものとする。

(準用)

第43条 この規程に定めるもののほか、契約事務については、宜野湾市財務規則(昭和57年宜野湾市規則第8号)、宜野湾市発注予定工事公表要綱、宜野湾市前金払取扱要領(平成27年宜野湾市告示第20号)及び宜野湾市工事検査規程(昭和62年宜野湾市訓令第17号)の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日水道局管規程第3号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日水道局管規程第3号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月25日水道局管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年8月6日水道局管規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市水道事業契約事務規程の

規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年7月15日水道局管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日水道局管規程第1号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年7月6日水道局管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日水道局管規程第5号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日上下水道局管規程第19号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月25日上下水道局管規程第6号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市上下水道事業契約事務規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年2月26日上下水道局管規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月3日上下水道局管規程第5号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。